



## 平成24年7月分 毎月勤労統計調査結果

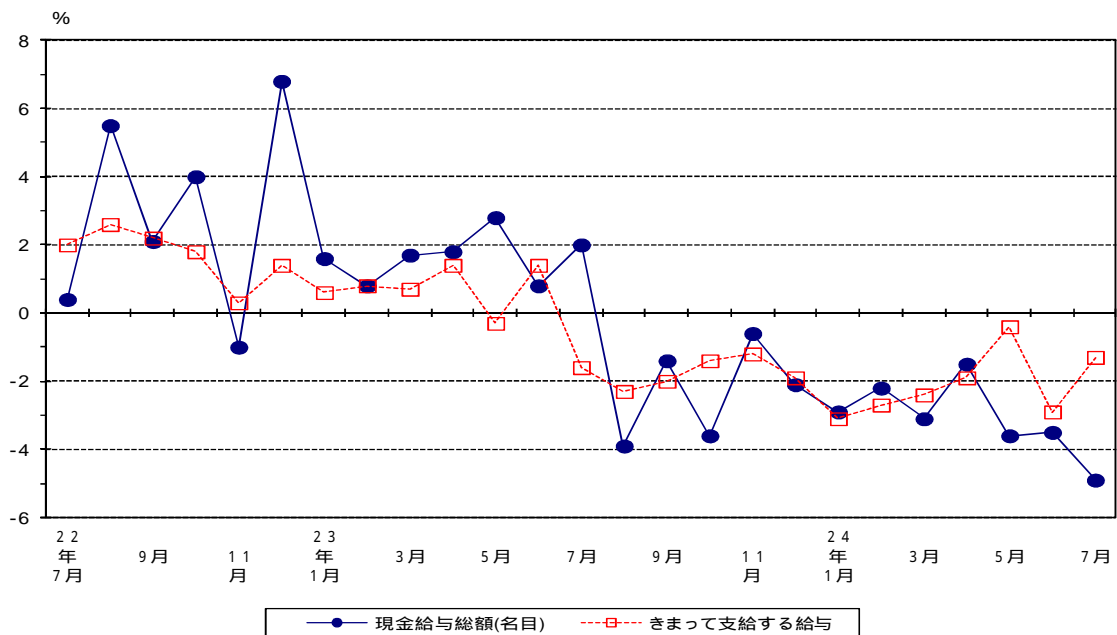
### 賃金

- ・7月のきまって支給する給与は、規模5人以上で232,086円、前年同月比1.3%減で、13ヶ月連続で前年同月を下回った。(規模30人以上では256,414円、前年同月比0.6%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。)
- なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で314,679円、前年同月比4.9%減であった。(規模30人以上では355,985円、前年同月比6.1%減であった。)

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				特別に支払われた給与			
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	所定内給与		実数	前年同月比	
								所定内給与	所定外給与			
【事業所規模5人以上】	円	%	%	%	円	%	%	円	%	円	円	
<b>調査産業計</b>	<b>314 679</b>	<b>111.9</b>	<b>13.6</b>	<b>4.9</b>	<b>232 086</b>	<b>0.6</b>	<b>1.3</b>	<b>216 024</b>	<b>1.4</b>	<b>16 062</b>	<b>82 593</b>	<b>16 073</b>
建設業	394 588	118.1	13.7	21.4	301 817	4.3	4.3	279 431	7.0	22 386	92 771	88 903
製造業	429 683	137.9	17.2	5.2	265 109	0.8	0.3	240 361	0.1	24 748	164 574	16 875
卸売業、小売業	241 868	111.9	8.7	11.2	165 186	2.8	8.0	158 419	8.6	6 767	76 682	18 527
医療、福祉	263 011	91.3	37.1	19.3	237 739	0.1	0.5	228 149	2.6	9 590	25 272	66 936
【事業所規模30人以上】	円	%	%	%	円	%	%	円	%	円	円	
<b>調査産業計</b>	<b>355 985</b>	<b>113.2</b>	<b>16.5</b>	<b>6.1</b>	<b>256 414</b>	<b>0.2</b>	<b>0.6</b>	<b>235 506</b>	<b>0.6</b>	<b>20 908</b>	<b>99 571</b>	<b>28 628</b>
建設業	526 051	113.9	10.5	37.2	398 757	4.5	4.3	353 235	2.7	45 522	127 294	291 956
製造業	487 212	141.6	22.8	6.1	281 793	0.5	1.1	250 957	0.0	30 836	205 419	20 051
卸売業、小売業	220 607	103.8	11.1	22.3	166 746	4.5	8.7	160 150	8.5	6 596	53 861	56 197
医療、福祉	294 405	88.7	41.9	21.8	272 414	0.2	2.9	259 375	0.2	13 039	21 991	80 155

図1 賃金の動き(前年同月比) - 規模5人以上・調査産業計 -



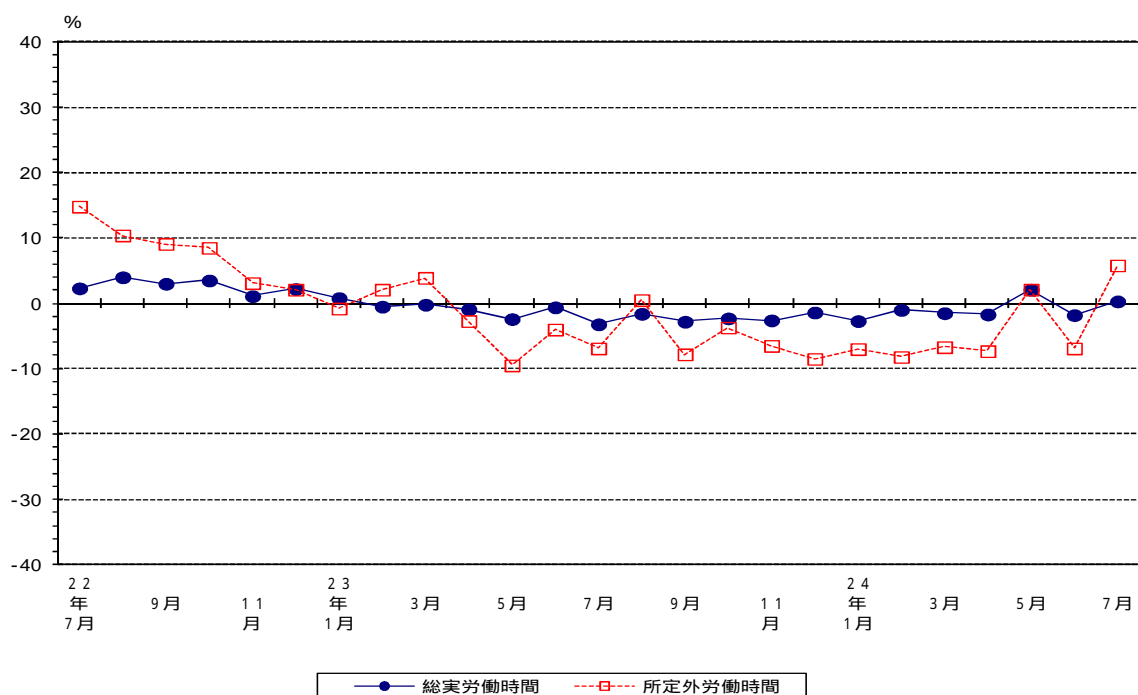
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で148.9時間、前年同月比0.3%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。  
（規模30人以上では152.7時間、前年同月比1.0%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。）
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で9.3時間、前年同月比5.8%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。  
（規模30人以上では10.9時間、前年同月比2.7%増で、5ヶ月連続で前年同月を上回った。）

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数				
	実 数		指 数		前月比		前年同月比		実 数	前月差	前年同月差
	時間		%	%	時間	%	%				
【事業所規模5人以上】											
調 査 産 業 計	148.9	100.3	0.7	0.3	9.3	13.5	5.8	19.5	0.4	0.0	
建 設 業	179.0	103.3	5.5	7.7	9.0	42.9	77.8	22.5	0.1	1.4	
製 造 業	166.6	102.8	2.9	1.0	13.3	0.8	8.3	20.4	0.6	0.4	
卸 売 業、小 売 業	127.3	94.0	0.5	0.7	3.9	29.9	5.1	18.7	0.5	0.1	
医 療、福 祉	142.1	103.2	1.3	3.0	4.0	17.6	6.4	19.5	0.4	0.0	
【事業所規模30人以上】											
調 査 産 業 計	152.7	100.3	1.7	1.0	10.9	4.8	2.7	19.7	0.4	0.2	
建 設 業	169.1	95.6	3.7	2.9	11.4	28.1	27.7	22.8	0.4	2.0	
製 造 業	169.9	102.0	2.3	1.9	15.3	4.1	19.6	20.2	0.6	0.1	
卸 売 業、小 売 業	129.0	96.6	3.0	2.5	3.5	2.8	33.9	20.0	0.6	0.1	
医 療、福 祉	149.9	105.8	0.5	2.2	4.9	25.7	2.4	19.7	0.2	0.1	

図2 労働時間の動き（前年同月比） - 規模5人以上・調査産業計 -



## 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で655,332人、前年同月比0.7%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。  
（規模30人以上では355,653人、前年同月比0.0%となった。）
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で31.5%となり、前年同月差2.0ポイント上昇した。

表3 雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者					パートタイム		労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	労働者比率	パートタイム労働者比率 前年同月差	入職率	離職率	
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%	
調 査 産 業 計	655 332	100.4	0.4	0.7	31.5	2.0	1.91	1.61	
建 設 業	39 651	104.7	0.2	4.8	8.4	2.0	2.71	2.58	
製 造 業	182 426	99.6	0.1	0.3	17.2	1.3	0.96	1.04	
卸 売 業、小 売 業	110 530	95.0	0.0	5.1	54.2	4.0	1.51	1.59	
医 療、福 祉	84 236	109.7	0.6	7.2	31.6	0.1	1.80	1.15	
【事業所規模30人以上】									
調 査 産 業 計	355 653	98.9	0.0	0.0	28.1	5.1	1.69	1.39	
建 設 業	10 983	106.1	0.3	8.3	1.0	0.2	1.12	1.34	
製 造 業	130 392	97.8	1.0	1.8	15.0	1.3	0.97	1.04	
卸 売 業、小 売 業	40 545	85.7	0.1	11.2	62.9	10.2	1.07	0.99	
医 療、福 祉	51 670	110.4	0.9	10.0	24.4	4.4	2.19	1.34	

図3 雇用の動き（前年同月比） - 規模5人以上・調査産業計 -

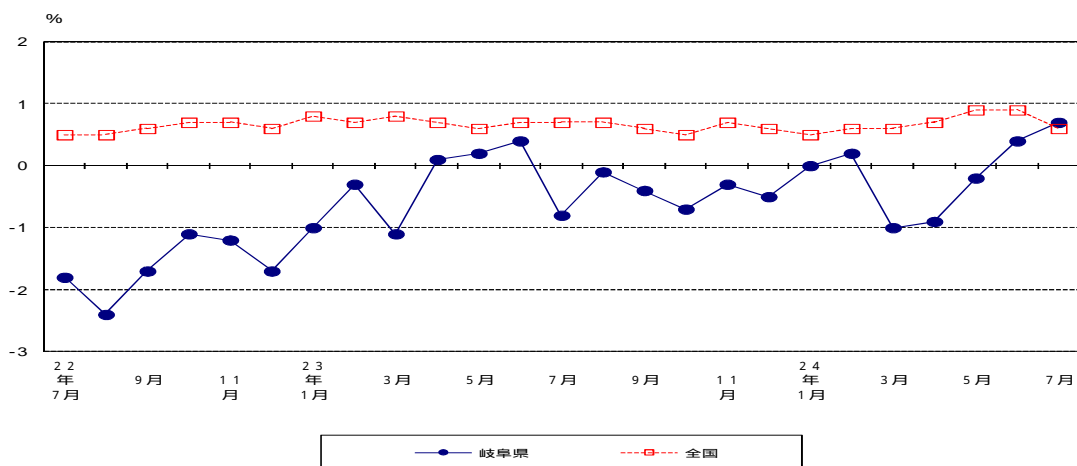
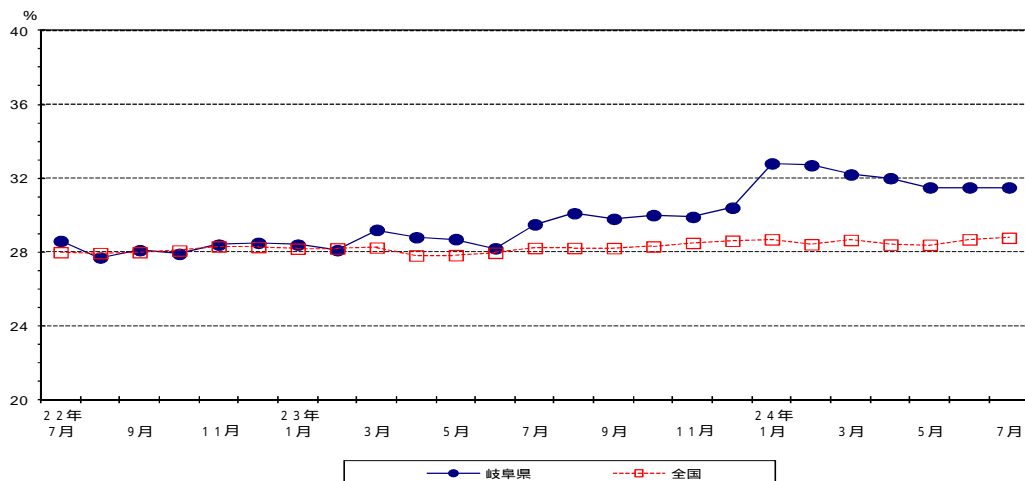


図4 パートタイム労働者比率の動き - 規模5人以上・調査産業計 -



## 【利用上の注意】

- 1 平成 24 年 1 月分調査から、平成 21 年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。
- 2 このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成 22 年 = 100 としている)
- 3 前月比及び前年同月比は、指数の増減である。
- 4 平成 22 年 1 月分から、平成 19 年 11 月に改訂された日本標準産業分類により集計を行っている。
- 5 指数の算式

基準年の平均(以下「基準数値」という。)を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、平成 22 年(2010 年)である。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 730 事業所を対象とする。